

【国民保護に関する三郷市計画】 新旧対照表

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第1編 総則</p> <p>第2次世界大戦から70年以上が経過し、<u>世界的規模</u>の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方で・・・。</p> <p align="center">（略）</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「<u>事態対処法</u>」という。<u>平成27年9月に成立した平和安全法制整備法により「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律と改称。</u>)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「<u>国民保護法</u>」という)などの有事関連七法が成立し、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>第1編 総則</p> <p>第2次世界大戦から70年以上を経過し、<u>世界的な規模</u>の武力紛争が起こる可能性は遠のいたものの、一方で・・・。</p> <p align="center">（略）</p> <p>そうしたことから、平成15年6月には「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」(以下「<u>武力攻撃事態対処法</u>」という。)が、そして、平成16年6月には「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」(以下「<u>国民保護法</u>」という。)などの<u>有事関連法が成立し</u>、武力攻撃や大規模テロに対処するための国全体としての枠組みが整備されることとなった。</p>	<p>表現の修正</p> <p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <p>○ <u>要配慮者の保護</u></p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等の<u>要配慮者の積極的な避難・救援対策</u>を実施する。</p> <p>○ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重</p> <p>市は、・・・あることに留意する。</p> <p align="center"><u>また、日本赤十字社が実施する県の救済措置に対する協力などの国民保護の措置については、その特性に鑑み、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が国民保護措置として実施する警報、避難の指示、緊急通報の内容の放送については、放送の自律を保証することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。</u></p> <p align="center">（略）</p> <p>○ <u>外国人への国民保護措置の適用</u></p> <p><u>日本に居住し、または滞在している外国人についても、武力攻</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第4章 計画策定に当たっての基本的な考え方</p> <p>○ <u>災害時要援護者の保護</u></p> <p>高齢者、障害者、乳幼児等の<u>災害時要援護者の積極的な避難救援対策</u>を実施する。</p> <p>○ 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p><u>撃災害から保護するなど、国民保護措置の対象であることに留意する。</u></p>		
<p>第1編 総則 第5章 市の概況 第2節 社会的特性 （1）人口分布</p> <p>本市の北部には、みさと団地、三郷早稲田団地、さつき平地区といった大型の集合住宅が在り、市全体の5%に満たない地域に、<u>20%弱</u>の人口が集中している特徴が見られる。</p> <p>また、市外への通勤、通学が多く平成<u>27年</u>の国勢調査によると昼夜人口比率が<u>88.4%</u>と埼玉県平均の<u>88.9%</u>と比べると、<u>昼間の人口が少なくなっている。</u></p> <p>本市の高齢化率は、平成<u>27年</u>の国勢調査によると<u>25.18%</u>であり、15年前の平成<u>12年</u>の<u>8.9%</u>と比較すると、急激に高齢化が進んでいる傾向にある。</p> <p>本市に登録のある外国人の人口は、平成<u>16年12月</u>で<u>2,607人</u>と総人口の<u>2.0%</u>を占めている。同月の埼玉県の外国人登録人口比は<u>1.47%</u>であり、外国人登録の比較的多い地域であると言える。</p> <p>（2）交通網</p> <p>道路網に関しては、三郷インターチェンジを中心に、茨城県方面へ常磐自動車道、都心へ向かう首都高速道路、埼玉県南を横断する東京外郭環状道路が通っている。また、東京外郭環状道路の下を国道298号線が通っており、主要道路となっている。</p> <p>鉄道網に関しては、都心の環状線としてJR武蔵野線が、市北部を通り三郷駅と新三郷駅の2駅で、1日に<u>約3万人</u>が利用している。また、平成17年8月に開通した首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）は、<u>第2常磐線</u>として、都心の秋葉原から茨城県つくば市までを結ぶ路線として整備され、本市の中央部の三郷中央駅で</p>	<p>第1編 総則 第5章 市の概況 第2節 社会的特性 （1）人口分布</p> <p>本市の北部には、みさと団地、三郷早稲田団地、さつき平地区といった大型の集合住宅が在り、市全体の5%に満たない地域に、<u>30%弱</u>の人口が集中している特徴が見られる。</p> <p>また、市外への通勤、通学が多く平成<u>12年</u>の国勢調査によると昼夜人口比率が<u>79.2%</u>と埼玉県平均の<u>86.4%</u>と比べると、<u>昼間の人口が少なく、比較的ベッドタウン化している地域であると言える。</u></p> <p>本市の高齢化率は、平成<u>17年12月</u>現在で<u>13.76%</u>であり、5年前の平成<u>12年</u>の<u>8.9%</u>と比較すると、急激に高齢化が進んでいる傾向にある。</p> <p>本市に登録のある外国人の人口は、平成<u>16年12月</u>で<u>2,607人</u>と総人口の<u>2.0%</u>を占めている。同月の埼玉県の外国人登録人口比は<u>1.47%</u>であり、外国人登録の比較的多い地域であると言える。</p> <p>（2）交通網</p> <p>道路網に関しては、三郷インターチェンジを中心に、茨城県方面へ常磐自動車道、都心へ向かう首都高速道路、埼玉県南を横断する東京外郭環状道路が通っている。また、東京外郭環状道路の下を国道298号線が通っており、主要道路となっている。</p> <p>鉄道網に関しては、都心の環状線としてJR武蔵野線が、市北部を通り三郷駅と新三郷駅の2駅で、1日に<u>約2万8,000人</u>が利用している。また、平成17年8月に開通した首都圏新都市鉄道（つくばエクスプレス）は、<u>第2常磐線</u>として、都心の秋葉原から茨城県つくば市まで</p>	<p>時点修正</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>1日に約15,000人（2019年度）が利用している。</p> <p><u>バス路線網に関しては、近隣市区への路線が整備されており、市内においては、鉄道駅などの拠点を結ぶネットワークが構築されている。</u></p>	<p>を結ぶ路線として整備され、当市の中央部の三郷中央駅で1日に約3,500人が利用している。</p> <p><u>バス路線網は、松戸市、葛飾区、草加市、吉川市といった近隣の主要駅へのバス路線が、もともと発達しており、近年、市内を循環するコミュニティバス網の発達が見られる。</u></p>	
<p>第1編 総則</p> <p>第6章 国民保護の実施体制</p> <p>第1節 市の責務</p> <p><参考></p> <p>1 国の責務</p> <p>(2) 国が実施する主な処置</p> <p>① 警報の発令、<u>避難措置の指示</u></p> <p>② 武力攻撃事態等の情報の提供</p> <p>③ 救援の指示、<u>応援の指示、安否情報の収集・提供</u></p> <p>④ <u>武力攻撃災害への対処に関する措置に係る指示</u></p> <p>⑤ <u>生活関連等施設の安全確保に関する措置</u></p> <p>⑥ <u>放射性物質等を用いた攻撃(NBC攻撃)により生ずる汚染の拡大を防止するための措置</u></p> <p>⑦ <u>危険物質等に関する危険の防止</u></p> <p>⑧ <u>生活関連物資等の価格の安定等国民生活の安定に関する措置</u></p> <p>⑨ <u>武力攻撃災害の復旧に関する措置</u></p> <p>2 県の責務</p> <p>(略)</p> <p>3 指定公共機関、指定地方公共機関の責務</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関の名称等</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関の<u>担当部署及び連絡方法は、別添資料のとおりである。</u></p>	<p>第1編 総則</p> <p>第6章 国民保護の実施体制</p> <p>第1節 市の責務</p> <p><参考></p> <p>1 国の責務</p> <p>(2) 国が実施する主な措置</p> <p>① 警報の発令</p> <p>② 武力攻撃事態等の情報の提供</p> <p>③ <u>避難措置の指示、救援の指示・支援</u></p> <p>④ <u>放射性物質等(NBC災害)による汚染への対処</u></p> <p>⑤ <u>原子炉等による被害の防止</u></p> <p>⑥ 危険物質等に関する危険の防止</p> <p>⑦ 感染症等への対処</p> <p>2 県の責務</p> <p>(略)</p> <p>3 指定公共機関、指定地方公共機関の責務</p> <p>(3) 指定公共機関、指定地方公共機関の名称等</p> <p>指定公共機関、指定地方公共機関の<u>名称及び業務内容は、別添資料のとおりである。</u></p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p style="text-align: center;">武力攻撃事態等における国民の保護に関する措置の仕組み</p> <p>国（対策本部） ○警報の発令 ※防災行政無線、公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用するとともに、情報伝達システムの改善に向けた検討、整備に努める ○避難措置の指示（要避難地域、避難先地域等） ○救援の指示 ○武力攻撃災害への対処の指示（消防庁長官による消防に関する指示等） ○大規模又は特殊な武力攻撃災害（NBC攻撃等）への対処 ○生活関連等施設の安全確保 ○国民生活の安定 ○対策本部における総合調整</p> <p>都道府県（対策本部） ○警報の市町村への通知 ○避難の指示（避難経路、交通手段等） ○救援 ●食品、生活必需品等の給与 ●収容施設の供与 ●医療の提供 等 ○武力攻撃災害の防御 ○応急措置の実施（警戒区域の設定・退避の指示等） ○緊急通報の発令 ○対策本部における総合調整</p> <p>市町村（対策本部） ○警報の伝達（サイレン等を使用） ○避難の指示の伝達 ○避難住民の誘導（避難実施要領の策定） 〔消防等を指揮、警察・自衛隊等に誘導を要請〕 ○救援に協力 ○消防（消火・被災者の救助等） ○応急措置の実施（警戒区域の設定・退避の指示等） ○対策本部における総合調整</p> <p>住民（協力）</p> <p>指定公共機関 ○放送事業者による警報等の放送 ○日本赤十字社による救援への協力 指定地方公共機関 ○運送事業者による避難住民の運送・緊急物資の運送 ○電気・ガス等の安定的な供給</p> <p style="text-align: center;">国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携</p>	<p>第1編 総則 第7章 武力攻撃等の態様と留意点 1 武力攻撃事態の特徴と留意点 (2) 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 特徴 (略) ② 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第1編 総則 第7章 武力攻撃等の態様と留意点 1 武力攻撃事態の特徴と留意点 (2) 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 特徴 (略) ② 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。 そのため、市は弾道ミサイル発射時に住民が適切な避難行動をとることができるよう、国と連携し全国瞬時警報システム（J-</p>	<p>第1編 総則 第7章 武力攻撃時の態様と留意点 1 武力攻撃事態の特徴と留意点 (2) 弾道ミサイル攻撃の場合 ① 特徴 (略) ② 留意点 弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予想されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要である。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p><u>A L E R T）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるものとする。</u></p>		
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第1章 情報収集・伝達手段の構築</p> <p>第1節 通信の確保</p> <p><u>住民の避難や救援を円滑に実施していくためには、国、県、市町村指定公共機関、指定地方公共機関等が情報を迅速かつ的確に共有化しながら、連携し対処していくことが重要である。</u></p> <p><u>しかし、すべての通信手段が途絶するような事態が発生することも想定でき、関係機関との通信手段が確保できないといった事態も考えられる。</u></p> <p><u>市は、全国瞬時警報システム（J－A L E R T）及び緊急情報ネットワークシステム（E m－N e t）の適切な管理・運用に努め、通信体制の整備等通信の確保に努めるものとする。</u></p> <p>第2節 被災情報の収集・報告に必要な準備</p> <p><u>市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備に努めるものとする。</u></p> <p>第3節 安否情報の収集・整理及び提供に必要な準備</p> <p><u>市は、安否情報を円滑に収集、整理、報告及び提供することができるよう責任者をあらかじめ定める。</u></p> <p><u>また、これらの情報収集を円滑に行うため、医療機関、学校、事業所、所管施設等に関する基礎情報（所在、連絡先等）について、あらかじめ把握する。</u></p>		<p>前計画書には盛り込まれていなかったため本計画書に追記</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第2章 迅速な初動体制の確保</p> <p>第3節 職員の指定と伝達手段の整備</p> <p>市国民保護対策本部等の部長、・・・・・・・・・・努める。</p> <p>なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、<u>携帯電話等</u>の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第1章 迅速な初動体制の確保</p> <p>第3節 職員の指定と伝達手段の整備</p> <p>市国民保護対策本部等の部長、・・・・・・・・・・努める。</p> <p>なお、部長、現地対策本部長に充てられる者には、伝達手段として、<u>携帯電話、防災行政無線</u>の貸与を進め、その他の職員には必要に応じて伝達手段の整備を進める。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 警報の住民への周知</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市は、<u>全国瞬時警報システム（J-ALERT）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第2章 警報の住民への周知</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 市は、<u>地域におけるケーブルテレビ会社と、警報の緊急放送に関して調整を図るよう努める。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5（略）</p> <p>6（略）</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項</p> <p>市長は、・・・・・・・・。</p> <p>なお、モデル避難実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な<u>要配慮者</u>の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> <p>2 モデル避難実施要領の作成パターン</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第1節 モデル避難実施要領の作成</p> <p>1 モデル避難実施要領に盛り込む基本的な事項</p> <p>市長は、・・・・・・・・。</p> <p>なお、実施要領に定める基本的な事項は次のとおりとし、自ら避難することが困難な<u>災害時要援護者</u>の避難方法、発生時期(季節)や交通渋滞の発生状況等について配慮する。</p> <p>2 モデル避難実施要領の作成パターン</p> <p>(1) 着上陸侵攻からの避難</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由																																
<p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>要配慮者</u>等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用し・・・・作成するものとする。</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 直ちに<u>堅ろう</u>な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。 近くに適当な建物や地下室などが無い時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとする。 <p>イ 屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリートなど<u>堅ろう</u>な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より<u>堅ろう</u>な建物や地下に避難する。 <p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>汚染された疑いのある水や食物の摂取を<u>避ける</u>。</p>	<p>③ 避難住民の誘導に当たっては、避難誘導、移動中における食料等の配給、<u>災害時要援護者</u>等の避難の援助などについて、必要に応じ、住民に協力を要請する。</p> <p>(2) 弾道ミサイル攻撃からの避難</p> <p>通常弾頭によるミサイル攻撃、NBC兵器を搭載した弾頭を使用し・・・・作成するものとする。</p> <p>① 弾道ミサイル攻撃全般及び通常弾頭によるミサイル攻撃の場合</p> <p>ア 屋外にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 直ちに<u>堅牢</u>な建物や地下に逃げこむこと。その際、ガラスの破片による被害が最も少ない場所を選ぶこと。 近くに適当な建物や地下室などが無い時には、むやみに走り回らず頭を守って伏せること。 時間に余裕があれば、穴を掘って簡易シェルターとすること <p>イ 屋内にいる場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄筋コンクリートなど<u>堅牢</u>な場所であることを確認する。そうでない場合には、いったん外に出て、より<u>堅牢</u>な建物や地下に避難する。 <p>② NBC兵器を搭載した弾頭を使用した攻撃の場合</p> <p>ア 核兵器の場合</p> <p>汚染された疑いのある水や食物の摂取を<u>さける</u>。</p>																																	
<p><避難実施要領の作成パターンについて></p>																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型 項目</th> <th rowspan="2">類</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 </td> </tr> </tbody> </table>	型 項目	類	着上陸侵攻からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 				<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">型 項目</th> <th rowspan="2">類</th> <th rowspan="2">着上陸侵攻からの避難</th> <th colspan="2">航空攻撃からの避難</th> </tr> <tr> <th>兆候がある場合</th> <th>兆候がない場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>攻撃の特徴</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 </td> </tr> </tbody> </table>	型 項目	類	着上陸侵攻からの避難	航空攻撃からの避難		兆候がある場合	兆候がない場合	攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 				
型 項目				類	着上陸侵攻からの避難	航空攻撃からの避難																												
	兆候がある場合	兆候がない場合																																
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 																													
型 項目	類	着上陸侵攻からの避難	航空攻撃からの避難																															
			兆候がある場合	兆候がない場合																														
攻撃の特徴		<ul style="list-style-type: none"> 攻撃が大規模であり広範囲で長期化する傾向がある。 着上陸侵攻に先立ち、空爆や弾道ミサイル攻撃が行われることがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 秘匿した行動を取るため、事前の兆候を察知することが困難である。 政治経済の中核やダム、鉄道など重要施設が標的となる可能性が高い。 	<ul style="list-style-type: none"> 避難が長期化し、広範囲にわたる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 対応時間が短く使用される弾頭により被害の状況が異なるのは弾道ミサイル攻撃の場合と同様である。 																													

新（変更計画案）					旧（現計画）					変更理由
避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	避難時間	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられ、避難時間はあまりない。	・事前の準備が可能であり、避難時間に余裕がある。	・短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。	
避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	避難実施要領に盛り込むべき内容	・広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・攻撃当初は屋内に避難させ、その後関係機関と協力して安全措置を講じつつ、適当な避難地に移動させる。	・着上陸侵攻に準じて、広域的、長期的な避難方法について盛り込む。	・弾道ミサイル攻撃からの避難の場合に準じて、避難方法について盛り込む。	
型 項目	弾道ミサイル攻撃からの避難				型 項目	弾道ミサイル攻撃からの避難				
	通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合		通常弾頭である場合	核弾頭である場合	生物剤弾頭である場合	化学物質弾頭である場合	
攻撃の特徴	・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難				攻撃の特徴	・発射の段階で攻撃目標を特定することは困難				
		・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。	・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。	・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。			・核爆発による熱線、爆風、放射性降下物による被害がある。	・潜伏期間がある細菌が使用された場合、被害が拡大するおそれがある。	・生物剤と同じく目に見えず拡散するが、被害が短期間で発生する。	
避難時間	・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。				避難時間	・極めて短時間で被害が発生することが考えられるため、避難時間はあまりない。				
避難先	・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。				避難先	・避難時間があまりないため、近くの建物の中など、屋内避難を基本とする。				
避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。				避難実施要領に盛り込むべき内容	①屋外にいた場合 ② 屋内にいた場合 ③ 乗り物の中にいた場合を想定して、避難方法について盛り込む。				
		・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。	・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被ばくを避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。		・風向きが非常に重要になるので、第一に風向きを確認する。 ・外気から密閉性の高い部屋等に避難する。 ・ガムテープ等で目張り等をする。		・安全が確認されるまで、むやみに外に出ない。	・手袋、カップ等の着用など、放射能の影響を避ける避難方法について盛り込む。 ・タオルやマスクの使用等、内部被ばくを避ける方策について盛り込む。	・攻撃が行われた場所から直ちに離れ、密閉された部屋等に避難する。 ・ヒトや動物を媒体とする生物剤が使用された場合には、住民を避難させるのではなく、感染者を入院させて治療する等の措置を行う。

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第2節 避難人数の把握</p> <p>2 要配慮者の把握</p> <p>(2) 在宅の要配慮者について</p> <p>市は、在宅の要配慮者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第2節 避難人数の把握</p> <p>2 災害時要援護者の把握</p> <p>(2) 在宅の災害時要援護者について</p> <p>市は、在宅の災害時要援護者の状況や緊急連絡先の把握に努める。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第3節 避難指示の周知</p> <p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1) 住民への周知方法</p> <p>② 市は、<u>全国瞬時警報システム（J-A L E R T）と既存の情報伝達手段との新たな連携を進めるとともに、情報伝達手段の多重化を推進するよう努めるものとする。</u></p> <p>(2) 要配慮者への周知方法</p> <p>② 在宅の要配慮者への周知方法</p> <p>市は、在宅の要配慮者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自主防災組織及び町会等と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>(4) <u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進</u></p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、県と協力して<u>情報伝達手段の多重化・多様化の促進を図っていくものとする。</u></p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第3節 避難指示の周知</p> <p>1 住民への周知方法、周知内容</p> <p>(1) 住民への周知方法</p> <p>② 市は、<u>地域におけるケーブルテレビ会社と、避難の指示の緊急放送に関して、調整を図るよう努める。</u></p> <p>(2) 災害時要援護者への周知方法</p> <p>② 在宅の災害時要援護者への周知方法</p> <p>市は、在宅の災害時要援護者に対し、迅速かつ的確な周知が行われるよう、自主防災組織及び町会等と協力した連絡体制を整備する。</p> <p>(4) <u>情報通信機器の活用</u></p> <p>市は、住民に対して避難の指示の周知を図るため、国及び県と協力して<u>情報通信機器を活用した新たなシステムの整備を進める。</u></p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第4節 避難交通手段の決定</p> <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第4節 避難交通手段の決定</p> <p>1 交通手段選択の基本方針</p> <p>避難の交通手段については、鉄道・バス・徒歩を基本とする。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p><u>自家用自動車の使用については、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</u></p> <p>なお、<u>要配慮者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p>2 交通手段の確保方法</p> <p><u>(3) タクシー事業者</u></p> <p><u>市は、あらかじめタクシー事業者と避難住民の運送に関する協定を締結するよう努める。協定を締結したタクシー事業者は、配車や人員配置などあらかじめ運送体制の整備に努める。</u></p> <p><u>(4) 市が保有する車両</u></p> <p>市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、使用できる車両は、<u>要配慮者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p> <p><u>(5) 要配慮者への配慮</u></p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	<p>自家用自動車の使用については、原則禁止とするが、地域的特性や避難時間の長短を考慮して使用を認める。</p> <p>なお、<u>災害時要援護者</u>の移動に関しては、必要に応じて自家用車、市の公用車等を使用できるものとする。</p> <p>2 交通手段の確保方法</p> <p><u>(3) 市が保有する車両</u></p> <p>市は、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、使用できる車両は、<u>災害時要援護者</u>の運送手段に優先的に利用する。</p> <p><u>(4) 災害時要援護者への配慮</u></p> <p>鉄道、バスの避難用車両については、高齢者、障害者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、できる限り使用する。</p>	

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>1 県による避難施設の指定への協力</p> <p><u>県は同指定に際し、避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることがないように指定するとともに、できるだけ多くの避難施設の確保に努めることとなっていることから、市は、県が行う以下の指定要件を満たす避難施設の指定に対して協力する。</u></p> <p>【避難施設の指定要件】</p> <p><u>(1) 公園、広場その他の公共施設又は学校、公民館、駐車場、地下街その他の公益的施設であること。</u></p> <p><u>(2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所として、コンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下街、地下駅舎等の地下施設であること。</u></p> <p><u>(3) 避難住民を受け入れ、又はその救援を行うために必要かつ適切な規模のものであること。</u></p> <p><u>(4) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等を受け入れ、又はその救援を行うことが可能な構造又は設備を有するものであること。</u></p> <p><u>(5) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設でないこと。</u></p> <p><u>(6) 車両その他の運搬手段による運送が比較的容易な場所にあるものであること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第7節 避難施設の周知と施設管理者との連絡体制</p> <p>1 避難施設の指定への協力</p> <p><u>市は、県の避難施設の指定に協力する。また、多数の避難住民の受け入れにあたっては、指定している避難施設だけでは容量が不足すると考えられることから、ホテルや旅館、福祉施設等の受け入れ可能な施設を把握し、県と連携してこれらの施設管理者と避難住民受入れの協力関係を構築するよう努める。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 避難の指示</p> <p>第8節 被災者に対する住宅供給対策</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「<u>避難住民等住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策について配慮する。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の<u>要配慮者対策</u>について配慮する。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第3章 避難の指示</p> <p>第8節 被災者に対する住宅供給対策</p> <p>そのため、市は、県があらかじめ定めた「<u>被災者住宅供給計画</u>」に基づき、被災者に対する住宅供給対策についてあらかじめ定める。</p> <p>なお、その際には、高齢者や障害者等の<u>災害時要援護者対策</u>について配慮する。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第5章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第1節 緊急物資の備蓄</p> <p>1 備蓄する緊急物資の種類・数量</p> <p>このため、備蓄にあたっては、<u>市、県、市民</u>がそれぞれ備蓄を充実していくとともに……</p> <p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、<u>危機管理防災課</u>が全体を掌握しておくものとする。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第4章 緊急物資の備蓄等</p> <p>第1節 緊急物資の備蓄</p> <p>1 備蓄する緊急物資の種類・数量</p> <p>このため、備蓄にあたっては、<u>市、市民</u>がそれぞれ備蓄を充実していくとともに……</p> <p>2 備蓄品の管理</p> <p>備蓄品の品目及び数量等は、<u>企画総務部安全推進課</u>が全体を掌握しておくものとする。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第7章 医療体制の整備</p> <p>第3節 保健衛生体制の整備</p> <p>1 健康相談体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。</p> <p><u>また、武力攻撃事態等による被災者の精神的ショックや、厳しい避難生活による精神的ストレスをケアするため、精神保健体制を日本赤十字社と連携し、整備しておくものとする。</u></p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第6章 医療体制の整備</p> <p>第3節 保健衛生体制の整備</p> <p>1 健康相談体制の整備</p> <p>市は、武力攻撃災害発生時には、保健師等により避難住民等のニーズに的確に対応した健康管理を行うこととし、避難が長期化する場合や避難所が多数設置される場合等に備え、避難住民等の健康管理のための実施体制を整備する。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、<u>棺</u>等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の市だけでは対応できないことが考えられる。</p> <p>市は「<u>埼玉県広域火葬実施要領</u>」に基づき、埋・火葬対策を実施して<u>いくものとする。</u></p>	<p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 埋・火葬対策</p> <p>大規模な武力攻撃災害が発生した時には、<u>柩</u>等火葬資材の不足や火葬場の処理能力を超える死体処理の発生など、個々の<u>市町村</u>や県だけでは対応できないことが考えられる。</p>	
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第<u>8</u>章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第1節 生活関連等施設の管理体制の整備</p> <p>有事の際には、・・・攻撃目標とされやすい<u>ことから、関連機関と連携して実態の把握等に努める。</u></p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第<u>7</u>章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第1節 生活関連等施設の管理体制の整備</p> <p>有事の際には、・・・(以下「生活関連等施設」という。)は、攻撃目標とされやすい。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第<u>8</u>章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第2節 核燃料物資・放射性同位元素の所在等の把握</p> <p>このため市は、国土交通省、<u>原子力規制庁</u>、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</p> <p>【関連資料】核燃料物質等に関する国の専門機関の連絡窓口</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第<u>7</u>章 生活関連等施設の管理体制の充実</p> <p>第2節 核燃料物資・放射性同位元素の所在等の把握</p> <p>このため市は、国土交通省、<u>経済産業省</u>、文部科学省、自衛隊、警察、消防機関等関係機関の連絡窓口を把握するなど、連携体制の整備に努める。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第<u>9</u>章 文化財保護対策の準備</p> <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備</p> <p>市は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第<u>8</u>章 文化財保護対策の準備</p> <p>2 保護措置のための関係機関との連携体制の整備</p> <p>市は武力攻撃災害の発生に備え、以下の関係機関等の連絡窓口を把握しておくなど、連携体制を整備する。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>(1) 文化庁及び県の担当部署</p> <p>(2) <u>消火等のため出動を要請する消防機関</u></p> <p>(3) <u>重要文化財等を一時的に避難させる施設</u></p>	<p>(1) 文化庁及び県の担当部署</p> <p>(2) <u>重要文化財等を一時的に避難させる施設</u></p>	
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第11章 訓練の実施等</p> <p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努めるものとする。</p> <p><u>訓練の実施に当たっては具体的な事態を想定し、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努めるものとする。</u></p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第10章 訓練の実施等</p> <p>武力攻撃事態等において、警報や避難の指示の伝達、救援等の様々な国民保護措置を迅速かつ的確に実施していくためには、国、県、市町村、指定公共機関、指定地方公共機関等が連携していかなければならない。そのため、これらの関係機関が共同して、国民保護措置について訓練を行うよう努める。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第11章 訓練の実施等</p> <p>第2節 民間における訓練等</p> <p>また、市は、各施設の管理者に対し、その職員の災害対応能力等を向上し、<u>要配慮者</u>、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう求めるものとする。</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第10章 訓練の実施等</p> <p>第2節 民間における訓練等</p> <p>また、市は、各施設の管理者に対し、その職員の災害対応能力等を向上し、<u>災害時要援護者</u>、施設利用者の安全を確保するため、警察・消防機関等の関係機関と連携して、定期的に訓練を実施してマニュアルの検証を行い、必要な見直しを行うよう求めるものとする。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第12章 市民との協力関係の構築</p> <p>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</p> <p>〔市が実施する支援等〕</p>	<p>第2編 平時における準備編</p> <p>第11章 市民との協力関係の構築</p> <p>第2節 自主防災組織との協力関係の構築</p> <p>〔市が実施する支援等〕</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変</p>

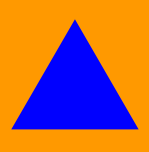
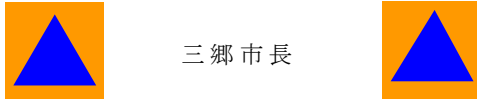
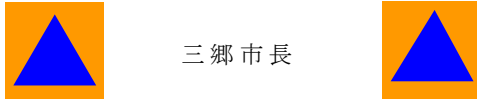
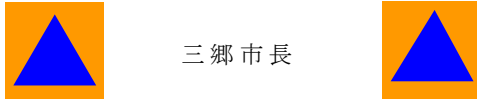
新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>1 自主防災組織の結成促進 結成への指導</p> <p>2 自主防災組織のリーダー育成の支援等</p> <p>3 活動のための環境整備 資機材の整備補助・訓練用の場所の貸与等</p> <p>4 組織の活性化の促進 助言・指導、<u>先進団体の取組の紹介等</u></p>	<p><u>(2) 自主防災組織のリーダー育成の支援</u> リーダー研修の実施、訓練への補助・支援等</p> <p><u>(3) 活動のための環境整備</u> 資機材の整備補助・訓練用の場所の貸与等</p> <p><u>(4) 組織の活性化の促進</u> 助言・指導、<u>モデル組織の設置への助成等</u></p>	<p>更による</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第2節 国民保護対策本部等の組織等</p> <p>1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務</p> <p>② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長、教育長</p> <p>ウ 本部員 <u>企画政策部長、総務部長、危機管理監、</u> <u>財務部長、市民経済部長、スポーツ健康部長、福</u> <u>祉部長、子ども未来部長、建設部長、</u> <u>まちづくり推進部長、水道部長、消防長、</u> 学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長 会計管理者</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第2節 国民保護対策本部等の組織等</p> <p>1 国民保護対策本部等の組織及び担当業務</p> <p>② 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。</p> <p>ア 本部長 市長</p> <p>イ 副本部長 副市長、教育長</p> <p>ウ 本部員 <u>総務部長、市長公室長、市民部長、健康福祉部長、</u> <u>環境経済部長、建設部長、都市整備部長、水道部長、</u> 消防長、学校教育部長、生涯学習部長、議会事務局長、 会計管理者</p>	<p>市の組織変更による</p>

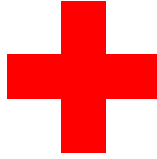






新（変更計画案）				旧（現計画）				変更理由
別表 三郷市国民保護対策本部 部の組織				別表 三郷市国民保護対策本部 部の組織				※表を差し替え
部	本部員	担当部課	主な業務	部名	部長（本部員）	所属部課(室)等	主な業務	
総務部	危機管理監 企画政策部長 総務部長	危機管理防災課 企画調整課 情報政策課 プロジェクト推進課 秘書課 総務課 人権・男女共同 参画課 人事課 広報課 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する情報の収集に関すること 県との連絡調整に関すること 国民保護対策本部の設置、運営に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関との連絡調整に関すること 警報及び緊急通報の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 住民への避難指示の伝達に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 情報発信に関すること 安否情報の収集、提供に関すること 報道機関の対応に関すること 市民への広報（情報提供）に関すること 職員の健康管理等に関すること 	総務部 (本部直轄)	総務部長	総務部 安全推進課 総務課 人事課 秘書広報課 企画調整課 にぎわい拠点準備室 選挙管理委員会 事務局 監査委員事務局	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護に関する情報の収集に関すること 国民保護対策本部の設置、運営に関すること 県との連絡調整に関すること 指定公共機関、指定地方公共機関との連絡調整に関すること 警報及び緊急通報の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 住民への避難指示の伝達に関すること 退避の指示、警戒区域の設定に関すること 職員の健康等に関すること 情報発信に関すること 市民への広報（情報提供）に関すること 報道機関の対応に関すること 安否情報の収集・提供に関すること 	
財政部	財務部長 会計管理者	市有財産管理課 財政課 契約課 工事検査室 会計課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること 庁舎の維持管理に関すること 市有施設の応急復旧に関すること 国民保護対策費用の出納に関すること 市有施設の応急復旧に関すること 	財務部	財務部長	財務部 財務課 契約検査課 市民税課 資産税課 収税課	<ul style="list-style-type: none"> 国民保護対策予算に関すること 庁舎の維持管理に関すること 被災情報の収集に関すること 	
				市民部	市民生活部長	市民生活部 市民課 国保年金課 市民活動支援課 健康推進課 成人検診課 シルバー元気塾 推進室	<ul style="list-style-type: none"> 避難所の運営に関すること 避難誘導に関すること 避難者の状況把握に関すること 安否情報の収集に関すること 埋火葬の手続きに関すること 医療、助産に関すること 医薬品等の確保、供給に関すること 医療機関との連絡調整に関すること 保健衛生に関すること 	
				福祉部	福祉部長	福祉部 生活ふくし課 長寿いきがい課 障がい福祉課 子ども支援課 すこやか課 ふくし総合相談室	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者対策に関すること 各種福祉施設の応急対策に関すること 社会福祉協議会、日本赤十字社、医師会等との連絡調整に関すること ボランティアに関すること 	

新（変更計画案）				旧（現計画）				変更理由
市民救援部	スポーツ健康部長	国保年金課	・ <u>避難所の運営に関する事</u>	環境経済部	環境経済部長	環境経済部	・ 災害廃棄物の処理に関する事	
		市民課	・ <u>避難誘導に関する事</u>			クリーンライフ課	・ <u>防疫に関する事</u>	
		市民活動支援課	・ <u>避難者の状況把握に関する事</u>			交通課	・ 水質汚濁対策に関する事	
		青少年課	・ <u>安否情報の収集に関する事</u>			産業振興課	・ 動物愛護に関する事	
		スポーツ振興課	・ <u>遺体の埋、火葬に関する事</u>			農業委員会事務局	・ <u>避難路及び運送路の交通対策に関する事</u>	
		学校給食室	・ <u>被災情報の収集に関する事</u>	建設部	建設部長	建設部	・ <u>道路、橋梁等の応急対策に関する事</u>	
		広聴室	・ <u>避難所施設の管理に関する事</u>			道路治水課	・ <u>道路啓開に関する事</u>	
		資産税課	・ <u>医師会との連絡調整に関する事</u>			下水道課	・ 河川の応急対策に関する事	
		市民税課	・ 医療、助産に関する事			営繕課	・ 下水道施設の応急対策に関する事	
		収納課	・ 医薬品等の確保、供給に関する事			応急対策室	・ 市立学校の応急復旧に関する事	
		健康推進課	・ 医療機関との連絡調整に関する事				・ 市有施設の応急復旧に関する事	
			・ 保健衛生に関する事	まちづくり推進部	まちづくり推進部長	まちづくり推進部	・ 仮設住宅の管理に関する事	
福祉部	福祉部長 子ども未来部長	ふくし総合支援課	・ ボランティアとの連携等に関する事			都市計画課	・ 住宅の復旧に関する事	
		生活ふくし課	・ <u>要配慮者対策に関する事</u>			開発指導課	・ <u>応急危険度判定に関する事</u>	
		長寿いきがい課	・ <u>社会福祉協議会、日本赤十字社等との連絡調整に関する事</u>			みどり公園課	・ 公園の利用に関する事	
		介護保険課	・ 各種福祉施設の応急対策に関する事			まちづくり事業課	・ その他住宅対策に関する事	
		障がい福祉課		水道部	水道部長	水道部	・ 飲料水の確保、供給に関する事	
		子ども政策室				業務課	・ 浄水施設及び上水道の復旧に関する事	
		子ども支援課				施設課	・ 施設の安全確保に関する事	
		すこやか課		消防部	消防長	消防本部	・ 消防活動に関する事	
物資環境部	市民経済部長	商工観光課	・ <u>備蓄食料の開放に関する事</u>			消防総務課	・ 避難誘導に関する事	
		農業振興課	・ <u>流通食料の確保、輸送に関する事</u>			予防課	・ 消防法に規定する危険物の安全確保に関する事	
		農業委員会事務局	・ <u>生活必需品等の供与、貸与に関する事</u>			警防課	・ 消防団の活動に関する事	
		クリーンライフ課	・ 物資の調達及び供給に関する事			指令課	・ 被災者の捜索及び救出に関する事	
		生活安全課	・ 応援物資の受入、仕分け及び配分に関する事			消防署		
			・ <u>商・農業対策に関する事</u>			学校教育部	学校教育部長	学校教育部
	・ <u>社会秩序の維持、物価の安定等に関する事</u>					教育総務課	・ 学用品の確保、調達に関する事	
	・ <u>地域経済の復旧支援に関する事</u>			生涯学習部	生涯学習部長	生涯学習部	・ 文化財の保護に関する事	
	・ 災害廃棄物の処理に関する事					生涯学習課	・ 避難所施設の管理に関する事	
	・ 水質汚濁対策に関する事			会計部	会計管理者	会計課	・ <u>国民保護対策予算の支出に関する事</u>	
	・ 動物愛護に関する事			議会部	議会事務局	議会事務局	・ 議会に関する事	
						議事課		

新（変更計画案）				旧（現計画）	変更理由
応急復旧部	建設部長 まちづくり 推進部長	道路河川課 下水道課 応急対策室 都市デザイン課 地域拠点整備推進課 まちづくり事業課 開発指導課 みどり公園課 教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>道路の通行確保に関する</u>こと ・ <u>道路、橋りょう等の点検及び応急対策に関する</u>こと ・ 河川の応急対策に関すること ・ 下水道施設の応急対策に関すること ・ <u>建築物及び宅地の応急危険度判定に関する</u>こと ・ 住宅の復旧に関すること ・ 仮設住宅の管理に関すること ・ 公園の利用に関すること ・ その他住宅対策に関すること ・ <u>市立学校の応急復旧に関する</u>こと 		
給水部	水道部長	業務課 施設課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 飲料水の確保、供給に関すること ・ 浄水施設及び上水道の復旧に関すること ・ 施設の安全確保に関すること 		
文教部	学校教育部長 生涯学習部長	学務課 指導課 生涯学習課 日本一の読書のまち 推進課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童、生徒の安全確保並びに保健衛生に関すること ・ 学用品の確保、調達に関すること ・ 避難所施設の管理に関すること ・ 文化財の保護に関すること 		
議会部	議会事務局長	議事課	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会に関すること 		
消防部	消防長	消防本部 消防署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防活動に関すること ・ 避難誘導に関すること ・ 消防法に規定する危険物の安全確保に関すること ・ 消防団の活動に関すること ・ 被災者の捜索及び救出に関すること 		
※主な業務以外に発生する業務については、地域防災計画における各部の業務を参考とする					

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第3節 関係機関との連絡体制の確保</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自衛隊の部隊の派遣要請</p> <p>市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊の派遣要請の求めができない場合は、防衛大臣に連絡するものとする。</p> <p>当該連絡については、<u>自衛隊埼玉地方協力本部長又は陸上自衛隊第32普通科連隊長を通じて、陸上自衛隊にあっては東部方面総監に対して行うものとする。</u></p> <p>4（略）</p> <p>5 <u>現地調整所の設置</u></p> <p><u>市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。また、県が現地調整所を設置した場合は、必要に応じて県に職員を派遣する。</u></p> <p><u>ただし、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは市長と調整のうえ、知事が現地調整所を設置するものとし、市は必要に応じて職員を派遣する。</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第1章 実施体制の確保</p> <p>第3節 関係機関との連絡体制の確保</p> <p>1（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 自衛隊の部隊の派遣要請</p> <p>市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。</p> <p>また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊の派遣要請の求めができない場合は、防衛大臣に連絡するものとする。</p> <p>当該連絡については、当該区域を担当区域とする第32普通科連隊を通じて東部方面総監に対して行うものとする。</p> <p>4（略）</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由																																																
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 第1節 特殊標章等の交付</p> <p>1 特殊標章等とは、以下のものをいう。</p> <p>(1) 特殊標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。</p> <p>【特殊標章の図】</p>  <p>(オレンジ色地に青の正三角形)</p> <p>【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形】</p> <table border="1" data-bbox="195 1031 691 1864"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">表面</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">裏面</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="798 1031 1294 1864"> <tr> <td>身長/Height__</td> <td>眼の色/Eyes__</td> <td>頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p> </td> </tr> </table>	表面		裏面				<table border="1" data-bbox="798 1031 1294 1864"> <tr> <td>身長/Height__</td> <td>眼の色/Eyes__</td> <td>頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>		身長/Height__	眼の色/Eyes__	頭 髪 の 色 /Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____			所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>		<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>		<p>第3編 武力攻撃事態等対処編 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策 第1節 特殊標章等の交付</p> <p>1 特殊標章等とは、以下のものをいう。</p> <p>(1) 特殊標章</p> <p>ジュネーブ諸条約第一追加議定書に定める特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章である。</p> <p>【特殊標章の図】</p>  <p>(オレンジ色地に青の正三角形)</p> <p>【国民保護措置に係る職務等を行う者用の身分証明書のひな形】</p> <table border="1" data-bbox="1412 1031 1908 1864"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">表面</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">裏面</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">  </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <table border="1" data-bbox="2015 1031 2510 1864"> <tr> <td>身長/Height__</td> <td>眼の色/Eyes__</td> <td>頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p> </td> <td colspan="2" style="text-align: center;"> <p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p> </td> </tr> </table>	表面		裏面				<table border="1" data-bbox="2015 1031 2510 1864"> <tr> <td>身長/Height__</td> <td>眼の色/Eyes__</td> <td>頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>		身長/Height__	眼の色/Eyes__	頭 髪 の 色 /Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____			所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>		<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>		<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
表面		裏面																																																
		<table border="1" data-bbox="798 1031 1294 1864"> <tr> <td>身長/Height__</td> <td>眼の色/Eyes__</td> <td>頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>		身長/Height__	眼の色/Eyes__	頭 髪 の 色 /Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____			所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																																				
身長/Height__	眼の色/Eyes__	頭 髪 の 色 /Hair_____																																																
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____																																																		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER																																																		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																																																	
<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>		<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>																																																
表面		裏面																																																
		<table border="1" data-bbox="2015 1031 2510 1864"> <tr> <td>身長/Height__</td> <td>眼の色/Eyes__</td> <td>頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td>印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table>		身長/Height__	眼の色/Eyes__	頭 髪 の 色 /Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____			所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																																				
身長/Height__	眼の色/Eyes__	頭 髪 の 色 /Hair_____																																																
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information: 血液型/Blood type_____																																																		
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER																																																		
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																																																	
<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>		<p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>																																																

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由																														
<p>【赤十字標章の図】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>（白地に赤十字）</p> </div> <div style="text-align: center;">  </div> </div> <p>【自衛隊の衛生要員以外の医療関係者用の身分証明書のひな形】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>表面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  （許可権者名）  </div> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関 係者用 臨時の</p> <p style="text-align: center;">PERMANENT 臨時の for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>----- 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: right;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p> </div> </div> <div style="width: 48%;"> <p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height__</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes_</td> <td style="width: 33%;">頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> </div> </div> <p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>	身長/Height__	眼の色/Eyes_	頭 髪 の 色 /Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:			血液型/Blood type_____			所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		<p>【赤十字標章の図】</p> <div style="text-align: center;">  <p>（白地に赤十字）</p> </div> <p>【自衛隊の衛生要員以外の医療関係者用の身分証明書のひな形】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 48%;"> <p>表面</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;">  （許可権者名）  </div> <p style="text-align: center;">身分証明書 IDENTITY CARD</p> <p style="text-align: center;">常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関 係者用 臨時の</p> <p style="text-align: center;">PERMANENT 臨時の for civilian medical personnel TEMPORARY</p> <p>氏名/Name _____</p> <p>生年月日/Date of birth _____</p> <p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p> <p>----- 交付等の年月日/Date of issue _____ 証明書番号/No. of card _____</p> <p style="text-align: right;">許可権者の署名/Signature of issuing authority</p> <p>有効期間の満了日/Date of expiry _____</p> </div> </div> <div style="width: 48%;"> <p>裏面</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">身長/Height__</td> <td style="width: 33%;">眼の色/Eyes_</td> <td style="width: 33%;">頭 髪 の 色 /Hair_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3">その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:</td> </tr> <tr> <td colspan="3">血液型/Blood type_____</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER</td> </tr> <tr> <td style="width: 33%;">印章/Stamp</td> <td colspan="2">所持者の署名/Signature of holder</td> </tr> </table> </div> </div> <p>（日本工業規格 A 7（横 7 4 ミリメートル、縦 1 0 5 ミリメートル））</p>	身長/Height__	眼の色/Eyes_	頭 髪 の 色 /Hair_____	その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:			血液型/Blood type_____			所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER			印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder		
身長/Height__	眼の色/Eyes_	頭 髪 の 色 /Hair_____																														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:																																
血液型/Blood type_____																																
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER																																
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																															
身長/Height__	眼の色/Eyes_	頭 髪 の 色 /Hair_____																														
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks of information:																																
血液型/Blood type_____																																
所有者の写真 /PHOTO OF HOLDER																																
印章/Stamp	所持者の署名/Signature of holder																															

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第3章 住民の避難措置</p> <p>第1節 警報の通知の受入れ・伝達</p> <p>1 県からの警報の通知の受入れ方法</p> <p>（1）勤務時間内</p> <p>① 県からの警報の通知は、<u>危機管理防災課</u>が受信する。</p> <p>② <u>危機管理防災課</u>は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。</p> <p>（2）勤務時間外</p> <p>① 県（宿日直者）からの警報の通知は、消防本部指令課が受信する。</p> <p>② 消防本部指令課は、受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長及び<u>危機管理防災課長</u>へ連絡する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第3章 住民の避難措置</p> <p>第1節 警報の通知の受入れ・伝達</p> <p>1 県からの警報の通知の受入れ方法</p> <p>（1）勤務時間内</p> <p>① 県からの警報の通知は、<u>安全推進課</u>が受信する。</p> <p>② <u>安全推進課</u>は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。</p> <p>（2）勤務時間外</p> <p>① 県（宿日直者）からの警報の通知は、消防本部指令課が受信する。</p> <p>② 消防本部指令課は、受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信するとともに、直ちに市長及び<u>安全推進課長</u>へ連絡する。</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第3章 住民の避難措置</p> <p>第3節 避難の指示等</p> <p>（3）市長の住民への避難の伝達等</p> <p>市長は、知事から避難の指示をうけた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。</p> <p>① 避難実施要領の作成</p> <p>イ 第2段階の避難指示があった時</p> <p>市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。</p> <p>なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域の住所 ・ 避難住民の誘導の実施単位 	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第3章 住民の避難措置</p> <p>第3節 避難の指示等</p> <p>（3）市長の住民への避難の伝達等</p> <p>市長は、知事から避難の指示をうけた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。</p> <p>① 避難実施要領の作成</p> <p>イ 第2段階の避難指示があった時</p> <p>市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その際、県と必要な調整を行うものとする。</p> <p>なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 要避難地域の住所 ・ 避難住民の誘導の実施単位 	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p style="text-align: center;">（自治会、町内会、事務所等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の住所及び施設名 ・ 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点 ・ 集合時間及び集合にあたっての留意点 ・ 避難の交通手段及び避難の経路 ・ 市職員、消防職団員の配置、担当業務等 ・ <u>要配慮者</u>への対応 ・ 要避難地域における残留者の確認方法 ・ 避難誘導中の食料の給与等の支援内容 ・ 避難住民の携行品、服装 ・ 問題が発生した場合の緊急連絡先等 <p style="text-align: center;">市は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。</p> <p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">市長は、第2編第4章第3節で定めた内容を、一般住民、<u>要配慮者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	<p style="text-align: center;">（自治会、町内会、事務所等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難先の住所及び施設名 ・ 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点 ・ 集合時間及び集合にあたっての留意点 ・ 避難の交通手段及び避難の経路 ・ 市職員、消防職団員の配置、担当業務等 ・ <u>災害時要援護者</u>への対応 ・ 要避難地域における残留者の確認方法 ・ 避難誘導中の食料の給与等の支援内容 ・ 避難住民の携行品、服装 ・ 問題が発生した場合の緊急連絡先等 <p style="text-align: center;">市は、避難実施要領を完成させた時には、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。</p> <p>② 住民への周知内容及び方法</p> <p style="text-align: center;">市長は、第2編第3章第3節で定めた内容を、一般住民、<u>災害時要援護者</u>に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。</p>	
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第3章 住民の避難措置</p> <p>第4節 避難住民の運送手段の確保</p> <p>1 運送手段の選択方法</p> <p>(2) <u>要配慮者</u>の避難</p> <p style="text-align: center;">市は、あらかじめ第2編第4章第4節で定めた方法により<u>要配慮者</u>の避難を実施する。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第3章 住民の避難措置</p> <p>第4節 避難住民の運送手段の確保</p> <p>1 運送手段の選択方法</p> <p>(2) <u>災害時要援護者</u>の避難</p> <p style="text-align: center;">市は、あらかじめ第2編第3章第4節で定めた方法により災害時要援護者の避難を実施する。</p>	<p style="text-align: center;">国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>市は、県が実施する避難住民等の救援を補助し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。</p> <p>1～9 （略）</p> <p><u>救援の程度・方法については、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準（平成25年内閣府告示第229号）」に定めるところによる。</u></p> <p><u>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 被災者の捜索及び救出</p> <p>（2）被災地における捜索・救助の実施</p> <p>② <u>市は、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。</u></p> <p>5 死体の捜索、処理及び埋・火葬</p> <p><u>市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、各般の事情により既に死亡していると推定される者の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第4章 避難住民等の救援措置</p> <p>市は、県が実施する避難住民等の救援を補助し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施するものとする。</p> <p>1～9 （略）</p> <p><u>救援の程度・方法については、「平成16年厚生労働省告示第343号」(資料編3-3参照)に定めるところによる。</u></p> <p><u>また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から厚生労働大臣が定める日までとする。</u></p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 被災者の捜索及び救出</p> <p>（2）被災地における捜索・救助の実施</p> <p>② 捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部等に連絡し、指示を受ける。</p> <p>5 死体の捜索、処理及び埋・火葬</p> <p>市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等において発生した死体の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第2節 応急措置等の実施</p> <p>4 武力攻撃原子力災害への対処措置</p> <p>本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。</p> <p>武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、必要に応じて警戒区域の設定や退避の指示等を行うとともに、国・県等が実施する措置に協力する。</p> <p><u>また、核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第5章 武力攻撃災害への対処措置</p> <p>第2節 応急措置等の実施</p> <p>4 武力攻撃原子力災害への対処措置</p> <p>本市には原子力災害対策特別措置法の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。</p> <p>武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外に放出又は放出される事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、必要に応じて警戒区域の設定や退避の指示等を行うとともに、国・県等が実施する措置に協力する。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第5章 武力攻撃災害への措置</p> <p>第5節 廃棄物対策の実施</p> <p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>市は、<u>武力攻撃災害発生時においては、その特殊性に配慮しながら「埼玉県災害廃棄物処理指針」に基づき廃棄物対策を実施する。</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第5章 武力攻撃災害への措置</p> <p>第5節 廃棄物対策の実施</p> <p>1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理</p> <p>市は、その特殊性に配慮しながら「<u>災害廃棄物処理計画</u>」に基づき廃棄物対策を実施する。</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第6章 情報の収集・提供</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 情報の収集</p> <p>収集する情報は、主に以下のとおりとする。なお、情報の収集にあたっては、安否情報の提供に係る同意の有無について確認のうえ明記しておくものとする。</p> <p>市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項定める省令」（以下「総務省令」という。）に基づき、県に報告する。</p> <p>（1）避難所等において避難住民等から収集する情報</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>出生の年月日</u></p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）</p> <p>⑦ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑧ 現在の居所</p> <p>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>（2）死亡した住民から収集する情報</p> <p>上記①～⑥に加えて</p> <p>⑦ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑧ 死体の所在</p> <p>⑨ <u>連絡先のほか、必要な情報</u></p>	<p>第3編 武力攻撃事態等対処編</p> <p>第6章 情報の収集・提供</p> <p>第2節 安否情報の収集・提供</p> <p>1 情報の収集</p> <p>収集する情報は、主に以下のとおりとする。なお、情報の収集にあたっては、安否情報の提供に係る同意の有無について確認のうえ明記しておくものとする。</p> <p>市は、避難住民等の安否情報を収集し整理に努め、当該情報を「武力攻撃事態等における安否情報の報告方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項定める省令」（以下「総務省令」という。）に基づき、県に報告する。</p> <p>（1）避難所等において避難住民等から収集する情報</p> <p>① 氏名</p> <p>② <u>生年月日</u></p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有していない者に限る）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る）</p> <p>⑦ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑧ 現在の居所</p> <p>⑨ ⑦及び⑧のほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>（2）死亡した住民から収集する情報</p> <p>上記①～⑥に加えて</p> <p>⑦ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑧ 死体の所在</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>⑩ 照会に対する回答の有無</p> <p style="text-align: center;">【関連資料】安否情報収集様式</p> <p>2 情報の提供</p> <p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か</p> <p>② 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報</p> <p style="padding-left: 2em;">イ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報</p> <p style="padding-left: 2em;">ウ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在</p> <p>③ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</p> <p style="text-align: center;">【関連資料】安否情報回答書様式</p>	<p>2 情報の提供</p> <p>(2) 安否情報の回答</p> <p>① 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答するものとする。</p> <p>② 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か</p> <p>③ 武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否か</p> <p>④ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。</p> <p>⑤ 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報</p> <p>⑥ 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報</p> <p>⑦ 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在</p> <p>⑧ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。</p> <p style="text-align: right;">【関連資料】安否情報回答書様式</p>	

新（変更計画案）	旧（現計画）	変更理由
<p>第5編</p> <p>第1章 損失補償</p> <p>市は、以下の処分を行った時には、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。</p> <p>○ 武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合</p>	<p>第5編</p> <p>第1章 損失補償</p> <p>市は、以下の処分を行った時には、当該処分によって通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続き等に従い、補償する。</p> <p>武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、武力攻撃災害への対処措置を講ずるため緊急の必要があると認められるときで、他人の土地、建物その他工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他物件を使用し、若しくは収用した場合</p>	<p>国の基本指針及び国民保護に関する埼玉県計画の変更による</p>

